

シンポジウム
「死刑廃止の実現を考える日 2023」

日 時 2023年11月14日（火）18：00～20：00

場 所 コモレ四谷タワーコンファレンス RoomD+E

日本弁護士連合会

(参考)

議 題

司会 今村義幸 死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部事務局次長
大槻展子 死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部幹事

1 開会挨拶 加毛修 死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部本部長代行

2 基調報告

(1) 「日本弁護士連合会における、死刑制度に関する検討の経緯」

伊井和彦 前日本弁護士連合会副会長

現死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部副本部長

(2) 「イギリスにおける死刑廃止と日本への期待」

ジュリア・ロングボトム 駐日英国大使

(3) 「第8回世界死刑廃止会議」

平岡秀夫 弁護士・元法務大臣

(4) 「韓国での「死刑再開論」と現状」

佐藤大介 共同通信社編集委員兼論説委員

3 日本の現状について

(1) 学 者 「日本の死刑制度とその代替刑をめぐって」

井田良 中央大学大学院教授・前法制審議会会長

(2) マスコミ 「死刑廃止をめぐる議論と報道」

井田香奈子 朝日新聞論説委員

(3) 宗 教 者 「全日本仏教会としての報告」

福田昇衍 全日本仏教会社会・人権部次長

4 その他

国会議員発言・メッセージ紹介等

5 閉会挨拶 小林元治 日本弁護士連合会会長

1 開会挨拶

(司会) 定刻になりましたので始めます。本日、お忙しい中、日本弁護士連合会シンポジウム「死刑廃止の実現を考える日 2023」にご参加くださいます。誠にありがとうございます。

本日は、会場参加のほか、Zoom ウェビナーによるオンラインの配信も開催しています。

私は、本日司会を務めます長野県弁護士会所属の今村義幸と申します。

(司会) 同じく司会を務めます第一東京弁護士会所属の大槻展子と申します。どうぞよろしく申し上げます。

シンポジウムの実施に当たり、何点か、ご案内とお願いがあります。

まず、本日、Zoom でご参加いただいている方へのお願いです。

1 点目、本シンポジウムは、Zoom ウェビナーによる一方方向での配信となります旨、ご了承ください。

2 点目、配信内容の録音・録画等資料等の無断転載はご遠慮ください。なお、主催の日本弁護士連合会では、記録のため、本シンポジウムの録音を行っています。

3 点目、Zoom の機能や個別設定、接続不具合等に関するお問い合わせは、当連合会では対応できませんので、Zoom ヘルプセンターをご利用いただきますようお願いいたします。

4 点目、何らかのトラブルで本シンポジウムが中断し、10 分経っても復旧しない場合は、本シンポジウムの配信を中止いたします。あらかじめご了承ください。

次に、会場参加の方へのお願いです。

本シンポジウムは、インターネット配信や報道機関による取材等が予定されています。映り込みたくない方は、後方の席にご着席いただくか、その旨を事務局にお伝えください。

それでは、これより、シンポジウム「死刑廃止の実現を考える日 2023」を開催します。

はじめに、開会の挨拶を、日本弁護士連合会死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部本部長代行加毛修より申し上げます。

(加毛本部長代行) こんにちは。ただいまご紹介いただきました加毛です。この問題の日弁連の責任者です。

本日は、「死刑廃止の実現を考える日 2023」に多数の方がご参集いただきありがとうございます。また、ジュリア・ロングボトム駐日英国大使にもご参列をいただき、また、各界から錚々たる方々がおいでいただき、これから死刑に関するいろんな観点から貴重なお話をいただけるものと期待しております。

今日のこの日が、日本にとって新しい死刑制度廃止の動きの大きな一歩となることを祈念いたしまして、私の話よりも、これからの講師の先生の方々にお話をいただいたほうがいいと思いますので、私はこの程度で開会の挨拶とさせていただきます。どうも本日はありがとうございました。

2 基調報告

(1) 「日本弁護士連合会における、死刑制度に関する検討の経緯」

(司会) 加毛代行ありがとうございます。

それではまず、当連合会の活動について、「日本弁護士連合会における死刑制度に関する検討の経緯」というテーマでご報告申し上げます。

報告者は、昨年度の当連合会副会長であり、現在は当連合会の死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部の副本部長でもある東京弁護士会所属の伊井和彦弁護士です。お願いします。

(伊井和彦弁護士) こんばんは。今ご紹介いただきましたように、昨年度の日弁連の副会長として、この死刑廃止問題を担当いたしました伊井でございます。ちょうど1年前の11月に日弁連の理事会におきまして、死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言という新しい点を取りまとめさせていただきました。私、その担当でございましたけれども、本日はその提言に至るまでの日弁連における経緯を簡単にご説明させていただくとともに、何故にそのような提言を日弁連がすることになったのかについて、お話をさせていただきたいと思っております。

死刑制度に関する議論というのは、もちろん1990年代からずっとあったわけですが、特に、死刑の廃止とともに代替刑の検討が必要ではないかという議論が始まったのは、2000年代に入ってからだと思います。2002年11月22日に、日弁連は死刑制度問題に関する提言を出しております。その中では、このときにはまだ死刑制度の廃止云々という話ではなく、存廃につき国民的議論を尽くし、また、死刑制度に関する改善を行うまでの一定期間、死刑を時限立法として停止するという制度を提唱しております。そして、このときに、死刑制度に関する取組の一つとして死刑に代わる最高刑についての提言を推進する、と決めております。

2008年11月18日には、国会で量刑制度を考える超党派の会の刑法等の一部を改正する法律案が出されました。これは、死刑はそのまま存置した上で、終身刑を導入するという形の案でございましたが、私ども日弁連としては、あくまで死刑を廃止することを前提にこの終身刑というものを当時から研究しておりましたので、死刑を廃止することなしに新たな刑罰として終身刑を創設するということには、当時は反対いたしました。

そして、2010年12月には、今度は当時無期徒刑、無期懲役、今新しい言葉では拘禁刑になりますが、無期懲役刑、これが本来は仮釈放制度があり、10年、15年経てば仮釈放の申請ができる制度、今でも法制度上はそうなっているのですが、事実上は最低でも30年服役しないとその申立てができない、つまり事実上の終身刑になっているという批判があり、私どもとしてはそれが結局、運用によってそういうことがなされているということには問題があるということで、いわゆる本来の無期徒刑に戻すべきだという形の提言をしております。

その上で、2016年10月7日に、日弁連は、死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言をいたしました。ここで、私は一番大事なことを冒頭に言い忘れているのですが、このとき、福井大会では、2020年までに死刑制度を廃止するということを提言しました。そして、死刑を廃止するに際しては、死刑が科されてきたような凶悪犯罪に対する代替刑を検討すべきであると。そして、代替刑としては、仮釈放の可能性のない終身刑制度、あるいは

現行の無期刑が仮釈放の開始が 10 年となっているのを 20 年、25 年に延ばす重無期刑制度、そういったものの導入を検討すべきだと。ただし、終身刑を導入する場合も時間の経過による無期刑の減刑や恩赦等による刑の変更を可能とする制度を検討すべきだと、こういう提言を 2016 年にいたしました。このときはじめて日弁連は、死刑は廃止すべきだという結論を出したわけです。そして、2017 年 6 月には、日弁連の中に「死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部」が新たに発足しました。そして、今でもこの活動をしております。

2019 年 10 月 15 日に日弁連理事会において「死刑制度の廃止並びにこれに伴う代替刑の導入及び減刑手続制度の創設かつ基本方針」というものが決議されました。これは刑法を含むすべての法令において、犯罪に対する刑罰として「死刑」と書かれてあるものをすべて削除すると、そういう形で死刑の廃止を求めようとしたものです。ただ、死刑の代替刑として仮釈放の可能性のない終身刑を新たな最高刑として導入し、死刑制度廃止の時点における死刑確定者及び以後の事件に相当する者に対しては、代替刑を適用することを目指すという結論を出しました。ただし、仮釈放の可能性のない終身刑から、例外的に仮釈放の可能性のある無期刑に減刑する手続を検討すべきではないかということを目指すべきだ、ということ提言しました。

そして、この 2019 年の理事会決定を受けて、それから 3 年間、日弁連では具体的な検討をし、昨年 11 月 15 日、死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言を決議いたしました。本日添付資料として配布しておりますが、長いものですので、その要旨だけ申し上げますと、死刑制度を廃止し、死刑にかかる最高刑としての終身拘禁刑の創設を提言する。終身拘禁刑とは現行刑法の無期懲役禁固刑と異なり、刑法第 28 条の仮釈放の適用のない終身の拘禁刑とする。ただし、終身拘禁刑に処された者についても、改悛の情が謙虚に認められるなど一定の要件を充足する受刑者については、その刑を仮釈放者の適用になる無期拘禁刑に減刑する特別手続を新たに創設する。

そして、終身拘禁刑受刑者の特別減刑手続制度、これの具体的制度設計については、新たな法律で制定し、特別減刑手続を担当する機関は裁判所とすべきである。特別減刑手続申立てまでに必要となる期間は 15 年から 20 年とすべきである。このような形の提言をさせていただきました。

本日お配りの資料の 87 分の 25 頁にポンチ絵にしたものがございますが、このポンチ絵を見ていただくと今言ったことが分かりやすく書かれております。提言の趣旨や死刑制度の廃止と代替刑としての終身拘禁刑の創設。ただし、仮釈放のない終身拘禁刑ではあるが、無期刑への特別減刑制度を設けると、こういう形にしております。

なぜ、代替刑が必要なのかという理由については、右側に書かれておりますが、刑の均衡上、現在、今の刑法では死刑の下は無期懲役刑であります。その間はあまりにも大きい。したがって、刑の均衡上、死刑以外で無期懲役刑の代替刑がやはり必要であろうと。その意味で自由刑の極刑というべき終身拘禁刑を作るべきであろうという考えに至りました。

また、その背景には、我が国で死刑制度について、これに反対する、あるいは死刑もやむを得ないという強い世論がある中で、それでも死刑廃止に向かっていくためには、やはり死刑に代わる極刑というものが必要であろうと考えたわけです。実際、内閣の世論調査の中で

も、仮釈放のない終身刑が導入されるのであれば、死刑を廃止するほうがいいと回答した人は約35%もいらっしゃいました。そういったこともあり、私たちは、この終身拘禁刑を代替刑として死刑廃止とともに提言しているわけです。

ただ、ここに至るまでにはいろんな議論がございました。今でもいろんな議論がございませう。終身刑に関しては、それ自体に対して批判的な意見もございませう。日弁連としてもそこはいろいろ悩みながらここまでの結論にたどり着いています。終身刑と言いながら、例外として減刑されて仮釈放がある場合もあり得るといふ制度を設けたのもその意味であります。このような形のものについて、いろいろ批判もありますし、世界の中でも類のない制度になると思っています。

しかし、いずれにしても、死刑を廃止するという方向で世論に訴え、国民に訴え、死刑がなくても大丈夫な社会にするんだという意味での提言を行うためには、今はまだ、こういった形の代替刑は必要だろうと考えております。そういう意味で死刑の廃止とともに、代替刑として終身拘禁刑を提言するという形を日弁連はとりました。私からは報告は以上です。ありがとうございました。

(2) 「イギリスにおける死刑廃止と日本への期待」

(司会) 伊井さん、ありがとうございました。今日会場には、多くの参議院、衆議院の国会議員の先生方も出席があります。今日、6時半までしかご出席ができないということで、先にご挨拶をお願いしたいと思います。立憲民主党の田嶋要先生、お願いします。

(田嶋要衆議院議員) どうも改めてこんばんは。お世話になっております。立憲民主党の衆議院議員田嶋要でございます。今日は、いつもご一緒のイギリスの大使もいらっしゃいますが、以前、法務委員会に所属していたときに、内閣府が行う世論調査のありようなども含めて、当時の谷垣法務大臣に申し入れをしたこともございませう。皆様方と考えが非常に合っているといひませうか、賛同して、しかし、地元の有権者でよく話し合いのときにこのテーマを出しますと、7割、8割の方は、絶対死刑が必要だといふ意見があるのも現実でございませうして、先生方もよくそれはご存じかと思ひませう。私、人類の進化の一過程として、やはりそういう感情があっても乗り越えて、理性の中で死刑を廃止していかなければいけない。イギリス大使がいつも大使館をあげてそれを強調していただいているとおひだなと思ひませう。そうした意味で時間がかかっても執行をやめることと制度を変えていくといふこと。それは本当に地道な努力で国民に理解を広げていかなければいけないと。私も微力でございませうが、頑張っていきたいと思ひませう。どうぞよろしくおひだします。ありがとうございました。

(司会) 田嶋先生ありがとうございました。

続きまして、駐日英国大使でいらっしゃいますジュリア・ロングボトム様から「イギリスにおける死刑廃止と日本への期待」のテーマでのご報告です。ロングボトム大使おひだします。

(ロングボトム駐日大使) 皆様こんばんは。駐日英国大使のジュリア・ロングボトムです。

本日は、オンラインでご視聴の方も含めて、多くの方へメッセージを発信できることを光栄に思います。

基調報告の機会を頂戴し、感謝申し上げます。私からは死刑に対する英国の立場や歴史に加えて、日本の死刑存置を英国はどのように見ているかについて、お話をさせていただきます。

はじめに、英国政府は、いかなる場合でも死刑には反対の立場です。反対の理由は死刑が人間の尊厳を奪い、犯罪抑止効果の証拠がなく、冤罪の場合は取り返しのつかない事態になるからです。死刑廃止が難しいことは承知しています。死刑をめぐる議論は人の感情を大きく揺さぶり、固有の文化や価値観が議論に影響を与えます。

このような中、英国政府が重視するのは人権です。世界人権宣言が示すように、すべての人には生まれながらにして基本的人権があります。英国は、人権保護の立場から死刑課題に取り組んでいるため、日本を含む死刑存置国に対し、死刑の廃止や執行の一時停止を働きかけています。さらに、死刑囚にももちろん基本的人権があるため、死刑制度に関わる情報開示と透明性の向上、死刑囚が置かれた環境整備についても、積極的な働きかけを行っています。

さて、ここから英国における死刑廃止の歴史を、政治と世論という側面からご紹介させていただきます。

英国において、第二次世界大戦は、命の尊さについて再考する契機となりました。大戦後は、労働党が政権を担ったため、死刑制度はすぐにも廃止されると思われていました。しかし、労働党は、1947年に提出された刑事司法法案の中で死刑廃止を求めることを見送りました。これは貴族院で存置派の多い保守党議員が多数を占めていたことから、提出しても否決されると予想されていたからです。

そこで、当時の労働党政権は、1949年に死刑に関する王立委員会を設置しました。この委員会は、死刑を存置するか、廃止するかという点は議論しませんでした。問われたのは刑事罰上、死刑相当の殺人に対して、その責任を制限、または修正するべきか、もしするのならばどの程度にして、どのような方法にするべきかでした。

また、もう一つ争点がありました。それは人権侵害の可能性を避けつつ、無実の者が咎められる余地のない司法制度を構築することはできるのか、という問いでした。議論の末、1953年に委員会はどの殺人が死刑相当で、どの殺人がそうでないかを再定義することは不可能だという報告書を出しました。また、後者の質問については、回答をすることができませんでした。

この委員会の報告結果は、大きなインパクトを与えたばかりか、新たな問いを生みました。それは、英国において、引き続き欠陥が残る死刑制度を存続させるか、あるいは完全に廃止するかという問いでした。こうした中、死刑廃止論は、1950年代に相次いだ3件の誤審、冤罪事件を受けて大きく高まりました。冤罪事件に国民は衝撃を受け、誤審の危険性と死刑の不可逆性に対する問題意識が高まりました。

その後、関連法案は2回廃案となるのですが、1965年に法案は成立し、殺人罪での死刑執行が5年間停止されました。1969年、英国は死刑執行の停止を恒久化し、殺人罪で死刑の適

用を廃止しました。英国の事例は、死刑廃止を実現する上で二つの教訓を示しています。一つ目が、政治のリーダーシップの重要性です。具体的には国民を正しい方向へ導くという政治家の強い意志と行動です。死刑が廃止された1960年代当時、死刑を支持する世論の割合は70%台を記録していました。現在は、40%にまで上がっていますが、世論の死刑支持が50%を切ったのはほんの9年前の2014年でした。英国では、政治の決断として死刑を廃止され、廃止後に政治が世論を導いていきました。

日本は、国民世論の8割の支持を受け、死刑制度は維持されているようですが、世論は新しい情報や事実に触れると変化します。また、世論の支持があることを理由に、死刑で個人の権利が奪われてよいのでしょうか。重要なことは、まずは政治がリードして、様々な情報を精査したり、提供して、幅広い議論を喚起することです。

二つ目の教訓は、誤審冤罪の可能性がない死刑制度は作れないということでした。英国の政治家は、人間に関わる限り、欠陥のない完璧な制度を構築することはできないと理解しました。その理解の上に立つなら、人の命を奪う行為を制度化することはできません。日本でも残念ながら、1980年代に死刑確定囚に対する四つの再審無罪判決が出たことは承知しています。間違いが起る可能性を認める国こそ、民主的な国であると思います。それを認めないのは、少々権威的な考え方と思います。

死刑廃止の話をする際、避けては通れないことの一つは、被害者家族の感情があります。愛する人が殺される。想像を絶することです。しかし、英国において、被害者家族の感情は刑事罰を決める上では決定的な要因ではありませんでした。司法制度は論理性と公平性の上に成立しています。感情ではありません。これは英国が被害者家族の支援に後ろ向きだということではありません。むしろ、その逆です。英国では、政府委託の被害者支援サービス団体がニーズに即した専門的な支援を提供しています。政府は、予算も拡充しており、法務省は2024年から25年の間に1億9,000万ポンドを充てる予定です。これは2020年から21年の水準から、約90%増、2009年から10年の水準と比較すると4倍以上の増加となります。

最後に、日英関係について、お話しさせていただきます。日本と英国は民主主義、法の支配、基本的人権という価値観を共有する重要なパートナーです。現在、日英関係はかつてないほど緊密さを増し、今年5月のG7サミットでは、日英戦略的パートナーシップ「広島アコード」という文書が、スナク首相と岸田首相との間で結ばれました。防衛・安全保障、経済、貿易、気候変動、デジタル、科学技術などの様々な分野で日英協力が進展しているのは、強い信頼関係があるためです。アジアにおいて、日本のように英国と価値観を共有できる国は、そう多くはありません。

このような中、日本が死刑制度を維持し、執行していることはとても目立ちます。残念なことに死刑存置国という観点から見ると、日本は中国、北朝鮮、シリア、アフガニスタンなどの国と同じグループに入ってしまう。国連は2007年以降、死刑執行停止を求める総会決議を9回採択していますが、日本は反対票を投じ続けています。世界的には死刑廃止国は増加傾向にあり、最新の2022年決議では、国連加盟国の約3分の2が決議を支持しました。

一方、中国、北朝鮮、日本を含む37か国が死刑廃止に反対しました。日本もこうした国々の人権状況に懸念を示し、英国と同じく国際社会とともに牽引するのは難しいと思っている

のではないのでしょうか。このようなことから、日本が掲げる人権外交の理念と行動の間に、どうしても隙間があるように感じています。死刑制度は、日本として今後とも積極的に維持したい、なくてはならない制度なののでしょうか。英国は死刑存置を重く受け止めてはいます。しかし、日本とは強い信頼関係を築いているからこそ、オープンな対話を重ね、日英関係を更に強化したいと願っています。

本日は英国の死刑廃止から引き出される教訓と英国から見た日本について、お話しさせていただきました。これから様々な分野の有識者の方がご登壇され、死刑をめぐる多くの情報を聞くことができると思います。今日のシンポジウムをきっかけに死刑制度の議論が活発化し、日本で廃止の方向へと動くことを民主国家のパートナーとして強く期待しております。ご清聴ありがとうございます。

(3) 「第8回世界死刑廃止会議」

(司会) ロングボトム大使ありがとうございました。

引き続きまして、法務大臣経験者である平岡秀夫弁護士から、「第8回世界死刑廃止会議」についてのご報告です。平岡さん、お願いします。

(平岡秀夫弁護士) 皆様こんばんは。ただいまご紹介いただきました元法務大臣の平岡秀夫と申します。今日は、私のほうから、世界死刑廃止会議について、ご報告をということなんですけれども、先ほど、伊井弁護士のほうから、日弁連における死刑廃止の検討状況、そして、ロングボトム大使から、イギリスにおける経験ということでお話がありました。まさに死刑問題については、それぞれの国、あるいは世界における歴史とか現状というものをしっかりと踏まえて、我々としてもいろいろと検討していかなければならない課題であると思います。

そういう意味で私のほうからは、世界死刑廃止会議の状況について、報告を申し上げますけれども、皆さん、この世界死刑廃止会議というのは、どういう会議なのかというのはご存じでしょうか。国際的に見ると、国連とか、あるいは国連の人権委員会理事会といったような公的な組織というものが、いろいろと死刑問題についても議論をしてきているわけでありましてけれども、この死刑廃止会議というのは、そうした国の機関というよりは、むしろ世界の中の政治家であったり、あるいは行政官であったり、あるいは弁護士などの実務家であったり、あるいは学者であったり、あるいは市民運動家であったり、様々な人たちが参加をすることによって死刑問題について、幅広く考えていこうという会議でございますので、世界の動きについては、この死刑廃止会議の動きをしっかりと見ていただくことが、非常に参考になるのではないかとこのように思いまして、私が今日その役割を担わせていただいたということでございます。

世界死刑廃止会議というのは、2001年にフランスのECPM死刑廃止連合というところが第1回の会合を開催いたしまして以降、3年に一度ずつの会合を持ってきているということでございまして、一番最近では、当然昨年行われた2022年、ベルリンで行われた第8回の会議でありまして、そこには、私だけじゃなくて日弁連からは新倉修青山学院大学名誉教授をはじ

め、日弁連からも今日司会を務めておられます今村義幸弁護士、それから今日はちょっと姿が見えませんが、各種の国際的な会議にも参加している大野鉄平弁護士、そうした人たちが参加して、それぞれがそれぞれの関心の深いところに参加をしたということでございまして、私一人が報告するのはちょっとおこがましいのでありますけれども、役目柄、お許しをいただきたいと思います。

ここに、世界死刑廃止会議の歴史というのは書いてありますけれども、せいぜいそのぐらいの歴史しか語れませんけれども、日弁連もこれまでいろいろ参加してきております。とりわけ、第6回会議、これはカナダのオスロでの会議ですけれども、そこには今話題になっている袴田巖さんのお姉様も参加されて、静岡地裁で再審決定につき、皆さんに報告をされました。冤罪事件でありますから、当然世界の多くの方々の関心を集めたわけでありまして、昨年我々が行ったときも、袴田事件はどうなったんだというふうによくの方々から質問されました。幸いなことに、再審決定がされて、現在再審の裁判が行われている中にもありますけれども、世界の多くの人たちが関心を持っていたということを、ここで皆さん方に改めてご報告をしておきたいと思っております。

それで、第8回の世界死刑廃止会議ですけれども、昨年11月15日から18日の間、ベルリンで開かれました。そこでは、ここに書いてありますように、主なテーマとしては、二つの全体会議というのがあって、「死刑は政治的な目的のための道具か」という話がありますけれども、これは特に中東あたりの死刑が大量に執行されているような国々において、いかに死刑が政治的に利用されているかという問題について、議論がされました。

それから2番目の「死刑廃止論者の新時代 伝達と刷新」というのは、先ほどロングボトル大使もお話しされましたように、国連で死刑のモラトリアムの決議がされて、どんどんと賛成国が増えているのでありますけれども、そういう状況を踏まえて、我々はどう行動していくべきなのかということを議論した場面であります。

これ以外に、五つのラウンドテーブルと八つのワークショップというものが行われました。非常に多様な議論が行われているということで、ここですべて紹介するわけにはいきませんが、様々な視点でこの世界死刑廃止会議が行われているということを知っていただきたいと思っております。

その中で、私が直接参加させていただいたのが、五つのラウンドテーブルの中の一つであります「死刑の透明性の欠如、人権に対する地球的規模での影響」ということで、私がスピーチをさせていただきました。スピーチをさせていただいた中身というのは、実は日本においても、死刑執行の透明性が欠如している、あるいは確定死刑囚の処遇に対する透明性が欠如している、ということです。このことについて、具体的な逸話を含めてお話をさせていただきました。ちょうど直前に死刑執行が行われていまして、死刑執行は日本の場合はもう有名になりましたけれども、執行の当日の朝に告知されて、そして執行が行われるということでございまして、その点について、各国からやはり「どうしてそんなことになっているんだ」という批判もあったところがございます。ただ、残念ながら、あと申し上げるような状況がちょっとありまして、日本の話題というのは、あまり詳しく皆さんの議論という形にはなりませんでした。

そして、二つ目に紹介したいのは、日弁連も非常に重要な役割を果たしていきまして、ここに書いてありますように、国際法曹協会人権評議会、パリ弁護士会、ドイツ弁護士会と一緒に、サイドイベントとして「死刑廃止への道 弁護士会の役割は何か」を日弁連として共催実施をさせていただきました。弁士になったのは私ではございませんで、先ほど紹介しました大野鉄平弁護士が頑張っていて、パリ弁護士会、ドイツ弁護士会の人に負けずに、パリの方もドイツの方もみんな英語でしゃべっていましたが、大野鉄平弁護士も英語で頑張っていて報告していたことをこの場で報告させていただきたいと思います。

それで、時間が長くなってしまっただけで、私が特に、この世界死刑廃止会議に参加して感じたことを皆さん方にお話をして共有したいと思います。

まず、第1点は、ドイツの外務大臣と司法大臣が開会セレモニーにおいて、熱弁を振っておりました。当然英語で熱弁を振っていましたが、私も英語で聞いていて、政治家のスピーチというものが、これほど素晴らしいものなのかということを感じさせていただきました。残念ながら、私は日本の政治家としてスピーチがあまりうまくありません。私以上にうまくない政治家もたくさんいますけれども、死刑問題について、これだけ立派なスピーチができるようになったら、日本でも死刑廃止というのが近づいてくるのではないかと思われるくらい立派なスピーチでありまして、やはり政治家のリーダーシップが必要であるということも改めてここでも痛切に感じさせられたところでございます。

2番目の点は、死刑問題の地域的焦点ということですが、残念ながらアメリカとか日本というのは、この世界死刑廃止会議の中ではあまりメジャーな役割は果たしていません。やはり死刑問題が深刻な状況である中東地域であるとか、あるいは中国地域であるとか、そうしたところが主に大きな関心と呼んでおりまして、学者の皆さんとか、あるいは市民活動家の皆さんがこうした地域についての課題について、いろいろな議論をしていたことが非常に印象に残りました。

その反面、さっきも言いましたが、日本への関心というのは、若干低下しているのではないかなと思います。日本は、先ほど来からお話が出ていますけれども、どちらかというと、死刑問題については、情報を提供しない、肝心の情報は隠したりとか、あるいは隠ぺいしたりとか、そういうことがあって、実は国内での議論というものが盛り上がっていないということが、逆に国際的にも日本への関心というものを薄れさせてしまっているのではないかなと思います。そういう意味では、法務省の戦略というものが、まさに当たっているのかもしれない。我々はその法務省の戦略に負けないようにしっかりと日本の問題について、世界にアピールしていかなければいけない、というふうにも思いました。

それから、四つ目が、台湾の国家人権委員会の方々の参加でありました。実は、この会議に行ったときに、日本人に似た東洋人が開会式の前のほうに陣取って、頑張っている姿が見えたんですね。私はてっきり韓国の方々なのかなと。つまり、彼らは死刑執行を停止していて、「さあ、自分たちは死刑を廃止していかなければいけない」という運動に取り組む中で、国際的にアピールしに来ているのかなと思ったら、実はそうじゃなくて、その人たちは台湾の人たちでありました。

台湾は、皆さんご存じのように、陳水扁総統の時代に一度死刑は廃止したんですけども、

その後復活をしてきているという中で、他方では、国家人権委員会というものを2年前に、去年の11月で2年前ですから、多分2年半前ぐらいになると思うんですけども、国家人権委員会というものを設立し、そして、その中でやはり死刑問題についても取り扱っているようであります。国家人権委員会の中で高（コウ）さんというコミッショナーも来ておられましたけれども、「死刑問題についても、国家人権委員会ですっかりと取り組んでいきたい」ということもメッセージとして発しておられました。

皆さん、ご存じのように、日本には国家人権委員会、国内人権委員会というものがまだありません。実は、安倍さんが総理になる前に、自民党政権の下で法案として提出されたんですけども、安倍さんが中心になってそれをつぶしました。私、法務大臣のときに国内人権委員会の設立法案を法務省の中で取りまとめて、国会に提出するということをしておりましたけれども、一旦は提出されたのに廃案になってしまって、いまだに日本にはこの国内人権委員会というものが、パリ原則に基づく国内人権委員会というのができていません。これだけ日本は人権問題については、遅れた国になっているわけでありましてけれども、ぜひ、国内人権委員会、国家人権委員会というものを設立することによって、もっともっとそういった人権を専門的に考える組織というものが死刑問題についても取り上げてほしいと、このように感じたところでございます。

最後に、モンゴルのエルベグドルジ元大統領の発言というものをご紹介したいと思います。彼は、今、モンゴルで死刑廃止を実現した大統領として、国際的にもいろいろ活動しております、死刑廃止国際委員会（ICDP）の委員を今務めていまして、「ベルリンの死刑廃止会議に来る前には、マラウイにも行って死刑廃止問題について、いろいろと議論してきた。」というふうに言っていました。彼は相当な自信家ですね。私もそれぐらいの自信があったら、もっともっと強く言えるんですけども、彼は「数時間あったら、どこに行っても死刑廃止を説得できる。」というふうに言っていて、「日本にもいつか行きたいと、ぜひ日本に招待してほしい。」ということをやっています。

私も日本でそんなに簡単にできると思いませんけれども、機会があったら、エルベグドルジ大統領にも日本に来てもらって、日本の死刑制度問題についても、日本でいろいろとPRしてもらいたいと思ったところでございます。このエルベグドルジ大統領の姿を見ても、いかに政治家のリーダーシップが死刑廃止問題については必要になるかということを感じさせられたということを皆さんにご紹介したいと思います。

ちょうど時間となりましたので、私のご報告はこれで終わらせていただきたいと思いますけれども、ぜひ皆さんも参考にさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(4) 「韓国での「死刑再開論」と現状」

(司会) 平岡さん、どうもありがとうございました。

続きまして、共同通信社編集委員兼論説委員でいらっしゃいます佐藤大介様から「韓国での死刑再開論と現状」についてのご報告です。佐藤様お願いします。

(佐藤大介共同通信社編集委員兼論説委員) どうも、佐藤大介です。今日はよろしく願いいたします。

私のほうからは、韓国での死刑再開論、これの現状について、韓国の死刑制度の現状も含めてですが、お話をしたいと思います。私、2007年から1年間、韓国の延世大学というところに社命留学をして、それから2008年から11年の末まで3年ほど、韓国の特派員をしていました。その後、インドの特派員をやったりして、今、編集委員と論説委員をやっています。死刑の問題もテーマにしていますが、朝鮮半島を担当しており幅広くやっていますが、この9月に、日韓文化交流基金という団体がありまして、そこからフェローシップをいただきまして、3週間韓国に行ってきました。研究テーマが「韓国での死刑再開論」ということだったのでした。

先ほども平沢先生からお話がありました。多くの方は韓国が死刑を停止しており、事実上の廃止国なのではないかと受け止めていると思います。しかし、実は今そこで韓国の中で死刑再開論というのが出ていると。じゃあ一体韓国の死刑をめぐる現状というのはどういうものなのかということを今回お話したいと思います。

まず、韓国の死刑制度、これについて、おさらい的な説明をしたいと思います。韓国は、国際人権機関が事実上の死刑廃止国です。アムネスティ・インターナショナルがそういうふうに分類している。つまり、10年間、死刑が執行されていないという状況ですね。そうすると、事実上の死刑廃止国になるのですが、それに分類されていると。じゃあいつから死刑をやっていないのか。これ二つ、当時の新聞紙面を見つけてきました。1997年、両方とも12月31日付の朝鮮日報とハンギョレ、今も両方ともありますが、進歩的、左派的な新聞、朝鮮日報がいわゆる保守的な新聞とされていますが、両方とも記事が載っています。朝鮮日報のほうは、ここですね。この部分、ちょっと小さいですが、この部分です。凶悪犯23人に死刑執行というふうな形で出ています。ただ、文章としてはこんなに小さいですね。このとき、名前も書いてあるんですけども、韓国政府は、12月30日ですね、30日に死刑を、23人に対して行って、その事実も公表していると。

こっち、ハンギョレの記事ですけども、23名に死刑執行、15年ぶりの最大規模と書いてあるんですね。実は、1982年にも23人の死刑執行がなされているのですが、それ以来の執行であったと。記事のここに、キリスト教の団体が抗議集会をしているんですけども、ここに書いてあるハングルが「退任する大統領が死刑執行、何ということだ」というふうに書いてあるんですね。

これはどういう意味かといいますと、この12月31日の直前の12月18日に、韓国の大統領選挙があったんです。このときに当選したのが金大中さんですね。この後の翌年98年の2月に金大中政権が発足するんですけども、選挙時の大統領は金泳三さん、この金泳三さんがもう負けているのにも関わらず、大統領の退任が直前にも関わらず、死刑執行をしたと。これに対して批判がだいぶ出たんですね。

それから98年2月に金大中政権が発足してから死刑というのは行われていません。ただ、ここで皆さん、押さえておいてもらいたいの、死刑制度は韓国にはあります。刑法上にもきちんと書いてあって、執行方法は絞首刑と規定されています。ただ、軍事裁判、韓国は軍

があります。徴兵もあります。軍隊内での犯罪については、軍の法律によって裁かれます。軍法裁判での死刑は銃殺刑というふうに定められています。韓国国内には4か所、ソウルの拘置所と大田の拘置所、あとは大邱と釜山の刑務所にそれぞれ執行施設があります。

今の確定死刑囚は、59人です。そのうち4人は軍の犯罪。軍の中も一時期犯罪が多くて、どういう犯罪かという、ストレスで銃を乱射して何人も殺してしまったというような事件がありまして、4人が軍法裁判で死刑が確定しています。

これはまた後から説明しますが、ここのところですね、これは確定状況というものを指しています。死刑の制度はあるんですけども、実は韓国は、2015年から死刑の確定判決は出ていないんですね。ここは執行と書いてあるんですけども、この数は、刑が減刑された人の数なんです。ここは病死した人の数なんです。ここに書いてある数が今残っている死刑囚の数なんです。55人となっているのは、4人の軍法の人を含んでいないからなんです。これが今の状況です。つまり、韓国には死刑制度があつて、今も59人の死刑囚がいると。

では、これを日本と比較してみましょう。これは一昨年のデータです。日本では去年は1人の執行がありましたが、死刑執行はほぼ毎年行われていて、死刑の判決もほぼ毎年、複数件出ていると。こういう状況が日本にはまずあるという、この日韓の違いを押さえておいてください。

じゃあ韓国政府は、死刑制度についてどう考えているのか。今回、3週間の滞在中、法務省へのインタビューは難しかったので、メールで答えてもらいました。メールに対する答えがこういうことです。死刑制度の存廃について。まず、国家刑罰権、これは韓国語そのまま訳したんですけども、根本に関わる重要な問題であり、これは慎重なアプローチが必要です。アメリカや日本などが死刑を存置して、または存置している国もまだ多いと、そして執行しているという状況の中で、韓国が死刑制度の廃止というのは、まだ慎重にしなければいけないというのが、一応立場なんです。

もう一つ質問してみました。今後、死刑を執行する可能性はあるんですかと。まず、前提として韓国が言っているのは、韓国は死刑を合憲的に維持しており、いつでも執行できる。そういう国であると。ここも今後の状況に関わってくる場所ですね。合憲的という言い方を覚えておいてください。

死刑廃止への社会的議論や国民議論、国際状況を総合的に考慮して判断すべきであると。この一番のポイントは、国際的状況、国際状況を考慮する。このところが一つのキーワードです。

では次にいきます。じゃあ韓国というのは、死刑に対してどういう世論を持っているか。25年間も死刑をしていないので、ほとんどの人は、これは死刑に対して反対しているのではないかと思うかもしれません。ただ、現実には厳しいです。やはり韓国は根強い死刑容認の世論なんです。

ここでお詫びと共に資料の訂正をさせていただきます。資料に間違いがありまして、通しページ51頁の「根強い「死刑容認」の世論」という資料の、世論調査の比較年度ですが、13年となっていますが、03年の誤りです。15年後の変化として見てください。これは韓国国家人

権委員会、先ほど台湾の人権委員会の話がありましたが、韓国も2001年に国家人権委員会というのができています。これはやはり長く続いた軍事独裁政権の反省から、人々の権利を守る、人権を守るという目的でできたんですけども、ここが2003年と2018年に、死刑に関する世論調査、実態調査というのをを行っています。その調査結果から抜き出してきたものなんですけど、一番左、これがすぐにでも死刑を廃止すべきという意見です。青のほうは2018年、赤のほうは2003年、これは減っていますね。死刑をすぐ廃止すべきという意見が減っています。こっちのほうは、いつかは死刑を廃止しなければいけない。この二つが死刑の廃止派です。

これちょっとややこしい答えなんですけれども、死刑は維持しなければいけないけれども、判決や執行に関しては慎重を期すべきという、一応死刑賛成のほうに分類できる意見です。一番右側が、これは必ず死刑は維持しなければいけないという意見です。ここから見えるのが、右側二つが「死刑容認」の意見にあたるわけですが、これが65.9%から79.7%に増えているということなんです。

一方、左二つの「死刑を反対すべき」、「反対である」という意見は減っているんです。特に、一番強い意見である「すぐに廃止すべきだ」という意見は、2003年の13.2%から4%台まで減っちゃっているんですね。一方、一番右側の「死刑は必ず維持しなければいけない」という意見は、青のほうが増えていますよね。日本ほどではないというふうに思われるかもしれませんが、韓国でも死刑容認の意見は79%、約8割というふうに言えるのが今の韓国の状況なんです。つまり、韓国では死刑が行われていないから、死刑廃止の世論が韓国で高まっているかというふうには必ずしも言えないんです。韓国の国会には、死刑廃止法案というのは、これまで7回上程されているんですが、いずれもまだ審議未了のまま廃案になってしまっているという状況があります。

これは皆さんご存じのとおり、日本も世論の8割が死刑容認。死刑もやむを得ないという回答は、2014年より0.5ポイント増加してしまいました。この間、オウムの死刑執行13人に対する死刑執行があったにも関わらず、やっぱり増えてしまっている。

韓国の状況についてみます。韓国は今年、非常に「治安の悪化」ということが叫ばれたんです。韓国語でムッチマサリンという言い方をしますが、ムッチマというのは尋ねないでという意味です。理由なんかない。つまり理由なき殺人。通り魔ですね。通り魔というのが結構相次いたんです。2023年7月、ソウルで4人死傷。8月、ソウル郊外で14人が死傷する事件がありまして、この写真は、これを受けて地下鉄の出入り口を警察の特殊部隊が警戒している様子なんですけれども、こういった状況になっていると。

その中で、ネット上で殺人予告というのが結構出てきてしまって、かなり治安がおかしくなっているんじゃないかという世論が吹き荒れたんです。これを受けて、保守系の政治家の中でやっぱりこれは死刑がないからだ。死刑を執行せよというふうな声を高らかに言う人が出てきたんです。もちろん、この背景には韓国の厳しい競争社会の中で人々が抱えているストレスというものもあるのですが、ただ、こういった死刑を求める、つまり厳罰化を求める声が増えてきてしまった。

じゃあその中で、死刑再開というのは本当にあり得るのか。これをちょっと考えてみたい

と思います。こういった世論を受けて、韓国政府にまず起きた動きとして、ハン・ドンフンさんを取り上げたいと思います。法務大臣です。今のユン・ソンニョル政権の中で、次の大統領候補とも言われている有能な方なんですけれども、ハン・ドンフンさんが、今年の8月に死刑の執行施設を点検しろという指示を出したということが、一斉にマスコミで流れました。さっきも言いましたが韓国には4か所の死刑執行施設があるんですけれども、これが本当に稼働するかどうかの点検。一応表向きは、これは法が適切に執行されるかどうかということ(point check)を点検するためのものですよという言い方をしているんですが、この世論と合致した。タイミング的には、すわ執行なんじゃないかというような雰囲気が高まったんです。

もう1つ、執行なんじゃないかという雰囲気が出たのが、この9月に連続殺人犯、ユ・ヨンチョル、少し前に「チェイサー」という韓国映画がありまして、この事件をモデルにしたものなんですね。最近では、Netflixで「レインコートキラー」というドラマがあって、21人を殺害したユ・ヨンチョルの実話の事件を描いたものなんですけれども、この人、大邱の拘留所にいたんですが、9月にソウルの拘留所に移されたんです。このハン・ドンフン法務大臣の死刑執行の施設の点検ということを受けて、点検したらどうも執行できるのはソウルの施設だけだったということが分かったらしいんですね。他の施設は老朽化しちゃっていると。このユウ・ヨンチョル、代表的な死刑囚ですね。彼をそこの場所に移したということで、これが9月の下旬で、私はもうソウルから日本に帰ってきたんですけれども、いろんな韓国の記者から、おい、やばいぞ、やばいぞと、執行かもしれないぞというメッセージが届いて、これは何かあるのかなというふうに思ったのが現状です。

ただ、韓国政府は、じゃあすぐに執行するかというと、やっぱりいろんな方々に話を聞くと、難しいところがあると思います。まず、一つの材料として言えるのが、凶悪犯罪を防ぐために死刑を執行しなければならないというふうに政治家などが言うんですけれども、じゃあ韓国で殺人事件が増えているかということ、資料をご覧ください。これ、右側は2011年から2021年の殺人事件の発生件数なんですね。赤が殺人の既遂で、上のほうが未遂です。未遂と既遂を合わせて数が減っていますよね。右側のほうなんですけど、これは刃物を使った凶悪犯罪の数ということなんですけれども、赤が殺人なんですけど、これも減っている。だから減っている中で死刑を執行しない。死刑を執行していないからといって、殺人が増えているということは、全く言えないわけなんですね。死刑がない間でも、こういった事件は減っていると、こういう客観的な事実もあるわけです。

さて、もう一つは、やっぱり事実上の死刑廃止国という重みを、韓国はすごく感じていません。まず、金大中大統領、彼自身が民主化闘争のときに死刑判決を受けているわけですね。彼が大統領になったときに、当然そういう経歴を持った人ですから、死刑は執行しなかったわけです。その後の盧武鉉大統領もしなかった。その後、実は保守政権が続くわけですね。イ・ミョンバク大統領、パク・クネ大統領と続くわけですが、その間も執行しなかったんです。今回、当時の国会議員の方々に聞くと、やっぱりこのとき、特にイ・ミョンバク政権のときに、死刑執行を計画したんですよ。そのときもやっぱり最初執行施設の点検を指示しているんですね。でも、執行しなかった。

このとき執行しなかった理由は、今日、ロングボトム大使も来ていますが、ヨーロッパと

の関係なんです。FTAを当時、韓国は結ぼうとしている中で、今執行したら、この交渉に大変な影響が出ることになる。外交部が強く反対したんです。今回、さっきのハン・ドンフンさん出てきましたけれども、国会で死刑執行するのかどうかと聞かれたときに「韓国はいつでも死刑を執行できる国ですよ」と言っているのですが「もし、執行したら、EUとかなり深刻な外交的影響を受けることが予想されます」と言っているんですね。韓国というのは、さっきの国際的な影響ということを非常に懸念する国です。人口5,000万で輸出など海外に頼らなければいけない。K-POP見てもそうですよね。国内需要だけではなく、国際的需要を意識する中で、ですから、そういう判断を本当にできるかどうか。

一つ特徴的なのが、2021年です。死刑執行の一時中断を求める国連決議案に、韓国はそれまでの棄権から賛成に変わったんですね。その理由について、韓国政府は国際的な状況と立場、これを意識したというふうに言っているわけです。この点、僕はよく「日本は死刑モンロー主義だ」というんですが、日本の、「別に外国が何と言おうと、我々の国の死刑制度は関係ない」という言い方と韓国はちょっと違うんですね。

先ほど、2016年以降、死刑の判決も出ていない。25年間、死刑執行がないという中で、やはり死刑が非日常化しているというところも一つ状況としてあります。死刑に対する拒否感というのも強いんですね。軍事独裁政権にそのときの記憶386世代、586世代と言いますけれども、今私51歳ですが、僕よりちょっと上の世代というのは、民主化闘争の世代で、死刑が乱発された時代ですね。その人たちが持つ死刑の拒否感もありますし、韓国に非常に社会的影響を持つ宗教界が強い反対している。25年間、執行がないと、死刑という単語が普通に日常的にはニュースにならないんですね。例えば韓国でこういった集会があるかということ、ないですよ、ほとんど。本屋さんで死刑に関する本を探してほとんどないんですね。ですから、ニュースで今回こういったものが出ているけれども、何となく感覚的に悪いやつが何でいるんだと。死刑にしなければいけないじゃないかと。死刑制度があるのに何でしないんだというようなところで終わっているんです。

資料の写真に出てくる人は、メンセオンさんと言いまして、97年の死刑執行に立ち会った方なんです。この方に話を聞くと、韓国の死刑に対する議論というのは、どのように執行が行われたかというようなリアルなところは全くなくて、感情論の中でやっているから危険だという言い方はしていますね。

じゃあ今後の動向ということなんですけれども、さっき合憲的な死刑制度を維持しているというふうに韓国政府が説明していると言いましたが、今韓国で、3回目となる憲法裁判所での死刑制度の違憲審査が行われています。96年と2010年は、合憲という判決が出ているのですが、裁判官9人のうち6人が違憲としたら違憲となるんですね。96年は違憲と判断した裁判官は2人でした。2010年は4人になっています。じゃあ今後どうなるか。去年判決が出るんじゃないかなというふうに期待されたのですが、まだ出ていないんですね。去年の7月に弁論が開かれてからずっと憲法裁は審査をしています。まず、これがどうなるのか、というところですね。

あと、韓国でも仮釈放なしの終身刑の導入ということが議論されています。これは韓国政府、特に法務省が積極的にやろうとしています。一つ日本と違うのは、韓国の司法部、つま

り最高裁がこの法案が本当にいいかどうかという意見を国会に出すことができるんですけども、韓国の司法部が、死刑を廃止しない中での終身刑の導入というのはただの厳罰化にすぎないので法律的にもこれはよくない、という意見を出しているんですね。そこで韓国政府及び法曹界で非常な議論となっているということです。

これ15分で説明するのは非常に難しかったので、バーツと韓国の状況につき説明させていただきました。1か月間の取材の内容は、共同通信のホームページから47リポーターズというところで私が長く書いていますので、それを読んでいただければと思います。ありがとうございました。

3 日本の現状について

(1) 「日本の死刑制度とその代替刑をめぐって」

(司会) 佐藤様、ありがとうございました。

続きまして、日本の現状について造詣の深い方々からのご報告です。まず、中央大学大学院教授で法制審議会の前会長でもある井田良様から、「日本の死刑制度とその代替刑をめぐって」についてのご報告です。井田様お願いします。

(井田良中央大学大学院教授) 皆さん、こんばんは。井田でございます。本日は、お話しする機会を与えて下さりまして感謝しております。今日は、登壇者の中に「井田」が2人おりますが、親族関係はございません。もう1人の井田さんは、高名なジャーナリストでいらっしゃるって、私は一刑法研究者にすぎません。その立場から、日本の死刑制度とその代替刑の在り方について、15分という短い時間ではございますけれども、コメントをさせていただきたいと思います。

今からちょうど10年前の12月のことでした。刑事訴訟法学の大家であり、法務省特別顧問でもあられた故・松尾浩也先生からメールを頂きました。その中に、次のような一節がありました。引用しますと、「死刑は今後最大の問題になると思います。『死刑は悪だ。廃止すべし』という大上段の議論ではなく、世界の大勢を諄々と説いて理解を深めていきたいものです」、こういう一節がありました。

こう説かれた後で、松尾先生は、死刑には仇討ちを残された者に義務づけた日本の古くからの思想が形を変えながら残存している、とも指摘されています。

松尾先生が残されたこの言葉、大上段の議論はだめだ、世界の大勢を意識しながら理解を深める。ただ、そのとき日本人の古くからのメンタリティにも配慮する必要がある。松尾先生のこの言葉を導きの糸、ライトファーデンとしながらお話を進めてまいりたいと思います。

現在の日本の死刑制度には、様々な問題があることは誰にも否定できないことです。本日の基調報告でも縷々触れられたところでもあります。私なりに要約すれば、日本の死刑制度を法的に正当化することを決定的に困難としている致命的な問題とは、①裁判の誤りのため取り返しのつかない執行が行われてしまうリスクであり、②それを避けんとするがゆえの、執行までにかかる時間の長さであり、③その過程で死刑確定者を執行の恐怖にさらし続けていることであり、④絞首刑という甚だしい苦痛と恐怖と苦しみを与える執行方法が、他にそれ

を回避するやり方があるにもかかわらず、とられ続けていることでもあります。

死刑確定者における判決確定後の平均収容年数が12年にも13年にも、あるいはそれ以上にも及び、かつ、事実上長く執行されずにいる死刑確定者もあり、そのまま亡くなっていく方も相当数いるということなどは、それ自体、衝撃的な事実であり、この国には憲法による人権保障というのではないのかと、いぶかる気持ちにもなってしまいます。

しかしながら、それも制度運用に関わる関係者たちがあくまでも慎重に手続を進め、問題のある事件については、執行を先延ばしにすることにより誤った執行だけは避けたいと願い、また、制度の枠内で可能な限り確定者の利益を尊重したいと思っているからこそ、そういう運用になっているのではないかと考えています。

もし仮に、判決確定後、例えば6か月以内に必ず執行する、というような運用が徹底されるとすれば、それは極めておそろしいことです。

このように、死刑という制度は、それがあつた限り、それをどのように運用しようとも、不可避免的に悲劇的なジレンマを生み出さざるを得ない制度であることが、そこに示されているのではないのでしょうか。

むしろ、私に関心を持つのは、そのように死刑制度には致命的ともいえる問題点が幾つもあるにもかかわらず、それでもなぜ多くの国民がこの制度を存置やむなしとみなしているのかということです。

ここで、私は一般国民がきちんとした情報を与えられていないから、とは言いたくありません。一般の方が死刑制度を受忍するのは、何といつても殺人行為によりそのかけがえのない命を奪われた被害者の無念さと、その遺族の果てしない悲しみに共感するからでしょう。

村上春樹さんのような方であっても、オウム事件との関わりでは、死刑制度反対とは公言できない、と語らずをえなかったのは、その点に関わります。現在において死刑存置論の最も強い支えとなっているのは、被害者の生命の価値と重み、それに対する人々の思いという普遍的な感情です。そこに私のいう「人道的パラドックス」が生じるのです。

生命の価値と重みを強く意識すればするほど、そのかけがえのなさに思いをいたせばいたすほど、それをそのまま刑罰の重さに反映させなければならない、したがって、死刑という刑罰はなくてはならないという結論になります。

そればかりか、日本の被害者遺族は、自分にとり大事な人の生命が奪われたとき、加害者に少しでも重い刑が科されるように努める道徳的責務があると考え、一般の人々はそれに強く共鳴します。松尾先生が、仇討ちという古くからの思想が形を変えてここに残存していると表現されたのは、まさにこのことです。

したがって、問題は刑罰制度全体に関わります。こうした被害者の思いが一つの機動力、あるいは駆動力となり、1990年代以降、特にオウム事件以降、表面化し、2000年代に入って本格化したと見られるのが重罰化、厳罰化の傾向でした。もちろん、その要因は複合的です。重罰化・厳罰化には、犯罪の社会的原因を考慮して犯人の置かれた社会的状況に思いをいたすような思想が弱まっていること、つまり自己責任の思想の広がり、これも与つて力あつたと考えております。

とはいえ、被害者とその保護が、過去30年の日本の刑事政策の最大のキーワードであつた

ことは間違いありません。

かつて刑事裁判官として令名をはせ、とりわけ量刑問題のスペシャリストであった原田國男さんは、次のように述べています。引用しますと、「裁判官も、被害感情をことさら軽視していた訳ではない。しかし、2000年の犯罪被害者保護立法以前は、やはり被害者を蚊帳の外に置いていたといわざるを得ない。例えば、横断歩道上のトラックによる歩行者死亡事件でも、執行猶予が相場であった。今日では、まず実刑である。このように、私のみるところ、2000年を契機に21世紀に入り、被害者保護が刑事事件でも顕著になってきたといえる。」原田さんの言葉だけに重いものがあります。

そういう中で、平成期に、死刑を言い渡す基準の緩和、いいかえれば、死刑と無期懲役の分水嶺が死刑の言渡しをより増加させる方向に目立って変化する、というようなことが基本的になかったという点は、裁判官や弁護士の皆さんのご努力の表れと認識しているところです。

このように見てきますと、現在の日本において、死刑廃止論の最大の課題とは何か、も明らかになります。被害者に生じた実害、それをそのまま刑罰の重さに反映させるのが刑罰であるという、いま皆が広く共有しているように思われる思想、それは素朴な応報刑論といってもいいですが、私は、実害対応型の応報刑論と呼んでいます。そこから脱却することができなければ展望は開けないということです。

そもそも刑罰制度は何のために存在するのかという根本問題に遡って議論をすべきでしょう。被害者への配慮が、被害感情をただ重い刑へと反映させるところにあるというような、そしてまた、責任能力制度が被害者遺族が望むところの障害物として意識されるような、そういう刑罰の見方であって本当によいのかどうかを反省することが要請されているのではないかと考えるのです。その際、ヨーロッパ諸国の刑罰制度がどういう刑罰理論に立脚しているのかを参考にすることも有益なことだと思います。

さて、以上述べたことを前提として、死刑の代替刑に関する日弁連の提言についても一言申し上げます。まず、指摘したいことは、日弁連の提言と、私が申し上げた、実害対応型の応報刑論からの脱却、つまり「被害者の生命の重さが刑の重さとして表現されなければならないという刑罰イメージの克服」とは矛盾しない、いやそれどころか、両方がともに追及されるべきことであり、そればかりか、それらが車の両輪にならなければ、真に現実的な政策的提言にならない、ということです。

もし、被害者の生命の重みにつり合うべきものが刑罰だというのであれば、たとえ終身拘禁刑であっても、ましてや特別減輕手続も予定するのですから、強い処罰感情の受け皿として到底十分でないといわれかねません。

そうした被害感情をダイレクトに刑罰に結び付ける素朴な応報刑論からは脱却し、刑罰とは、規範ないし秩序という公益に対する侵害である犯罪に対する制裁であり、規範ないし秩序という公益の保護のために制度化されていると捉え、終身拘禁刑というのは、そうした公益へのとりわけ重大な侵害に対する十分な重みをもった特別な拘禁刑として提案しなければなりません。そうしなければ、説得力を持たないからです。

しかも、現在の日本の無期懲役刑は、事実上終身刑化しており、日弁連はそのことを前提

に、そうした運用の改善を強く求めています。

終身拘禁刑の提言は、無期刑の現状の抜本的な改善を前提とするものなのです。しかし、現状の無期懲役刑の終身刑化現象はなぜ生じたのでしょうか。それは、平成期以降に生じた重罰化の表れであり、被害感情をダイレクトに刑罰に結び付けようとする思想ゆえの現象です。

それを抜本的に改めるには、前提となっている刑罰に関する我々の考え方そのものを改める必要があるのです。

このようにして、日弁連による代替刑の提案と、私のいう刑罰の考え方そのものの再検討は、まさに相伴うべきものでなければなりません。刑罰理論の見直しなくして我々は先に進めないのです。

仏像をたとえにしたいと思います。日弁連は今回の提言により、立派な仏像を彫られました。素晴らしいと思います。しかし、私にいわせれば、そこには魂が入っていない。魂となるべきものは、私のいうような公益保護・規範保護のための応報刑論であり、ヨーロッパの諸国の刑法が前提としているような刑罰理論なのです。

ご清聴ありがとうございました。

(2) 「死刑廃止をめぐる議論と報道」

(司会) 井田様、ありがとうございました。

続きまして、朝日新聞論説委員である井田香奈子様から、「死刑廃止をめぐる議論と報道」についてのご報告です。井田様、お願いします。

(井田香奈子様朝日新聞論説委員) 本日、2人目の井田です。朝日新聞の論説委員で、論説委員の仕事というのは社説を書くことが中心なんですけれども、今日は、そういった社説を中心に報道というものが死刑制度というものをどのように取り上げてきたのか、どのようにアプローチすればよかったのか、これからどうしていくのか、ということと一緒に考えられたらと思っています。

それで、まず簡単に自己紹介をすると、1993年に私の初任地が札幌だったんですけれども、札幌拘置支所で執行がありまして、そのときに、思いがけず予期せず執行についての取材をすることになったのが、死刑制度についての取材のきっかけでありました。全然事前の準備もないまま別の新聞に死刑執行が札幌であったらしいともう出ているから、札幌で何とか裏を取れないかということ急を言われて、札幌に当時5人の死刑囚の方おられたんですけれども、そういったことも知らないし、そもそもどこに刑場があることもよく意識していなかった、そんな自分が取材を試みたら、すごくいろいろな矛盾というものが見つかって、きっとこの制度はこの先あと数年とか、数十年は持たないだろうと、続かないだろうと思っていたんですけども、そのときからちょうど30年経ってしまって、この11月で30年になるわけなんですけれども、制度自体もほとんど変わらず運営されているということに、何といえいいのか。私は、引き続き新聞記者をしていますけれども、自分にできなかったことが多かったなということを感じるような11月ということなんです。

それで、最初に死刑制度と報道の関わりで、報道機関の役割として、やはり今起きていることを速やかに正しく伝えるということだけではなくて、折々考えなければいけないことをテーマとして、皆様にお示しして、議論するときに役に立つ知識や情報、いろいろな考え方を伝えていくという、議題設定機能と呼んでいますけれども、そういうものがあります。

死刑というのもその大きな議題の一つであるということで、朝日新聞としては取り組んできたわけなんですけれども、同時に報道していく上での壁もとても高い。一つは、情報が法務省に集中しているわけなんですけれども、私が取材した30年前には、死刑を執行した事実すら明かさないとというような秘密主義、そういったことに象徴される秘密主義に包まれているということがあります。

関係者の取材も、もちろん当事者である死刑が確定した方にアクセスすることは、そういう可能性はほぼ閉ざされていて、関わる人たちへの取材も簡単なものではない。そういう中で、取材対象者の理解や協力を得て粘り強く話を聞いていくですとか、違った切り口を探しながらという工夫をしない限りは、死刑については、判決とか執行とか、その折々だけの報道になってしまうという難しさがある。

結果として、死刑をめぐる議論が深まらずに人々の制度への意識というのが希薄なままで、制度が何となく支えられて残っているそういう状況になっているのではないかと心配しています。

報道の一例で、資料の77/87、昨年の9月の朝日新聞の記事を付けました。これは68年前に、大阪拘置所の所長さんが死刑執行を通知して本人に知らせ、そこから2日後に執行された。それまでの経緯を録音して編集されていたものについて、掘り下げた記事です。

当日執行について、先ほど問題提起もあったところではあるんですけども、後でゆっくり読んでいただければいいのですが、そういった最後の交流でせめて家族とか他の死刑確定者の人と交流したりすることができた時代ということを知ることができる。恐らくこういった記録は死刑制度、死刑廃止運動に関わってらっしゃる方にとっては知られていたことなのだろうけれども、時代を経て改めて別の形で提示するということには、意味があるのだなということを考えています。

死刑制度の取材については、変わったこと、変わらないこと両方ありますけれども、基本的に、政府からの情報開示というのは極めて限定的で、公文書などは情報開示請求をしても、出てこないか、出てきても黒塗りの状態で出てくるのが大変に多いと。

それから、刑場の公開なんですけれども、2010年に東京拘置所の刑場が報道陣に公表されたのですが、その一度きりでその後は一切行われていないと。それから老朽化が進んだ施設もかなりあるはずで、本来であれば全ての施設について、定期的に公開、公表していくべきではないかと考えていますが、なかなかそのようにはなっていない現状があります。

刑が適切に運用されているというためには、報道機関をはじめ、もちろん報道機関だけではなくていいと思うんですけども、第三者、例えば刑事施設視察委員会のような組織があるわけですから、そういったところが検証できる状況をつくるというのが最低限の政府の責任ではないかと思っています。

先ほどから話題に出ているように国際的には死刑廃止の流れが進んで、先進国で国全体と

して死刑制度を動かしているのは、日本だけになっているというのが現状です。

ただ、今振り返ると、あのときに死刑を廃止できたのではないか、廃止しないまでも、ちょっと違う形で、今とは違う運用がされているということがあり得たのではないかと思う議論の波が、確かにあったとは思いますが。

ここで書いているのは、まず私が思うのは、日本国憲法が制定されて、国家のための国民という関係から、国民のために国家があるという構造が変わったときに、死刑はこのままあっていいのだろうかという議論がなぜ盛り上がりなかったのかと。

1950年代には、死刑廃止法案も実際に参議院に提出されて、議論をされたということがあったのだけれども、そこで実現ということにはならなかったという場面がありました。

二つ目は、ロングボトム大使からも紹介ありましたが、1980年代に4人の確定死刑囚の方々に、再審で無罪の判決が出たという、かなりショッキングな出来事だったのではないかと思います。このときにも死刑廃止、このままで死刑制度を留めていていいのだろうかということは、多くの市民が考えたのだけれども、そのときに廃止に向けた道筋というのが作れなかったなということを思います。

それで、最近になりまして、2000年代の前半には超党派の死刑廃止議員連盟による法案を出すか出さないかみたいはかなり詰めた議論がされていました。2009年に裁判員制度が始まりましてからは、はじめて死刑の適用に裁判官だけではなく市民が入る、市民が死刑の妥当性について直接判断する時代になって、その当時、まさに死刑とはそもそもどんな刑なのか、留めておいていいのというような議論がされるべきだったのだけれども、やはりその当時の報道というのは、それなりに盛んだったと思うのですけれども、死刑制度の見直しがなかったと。

そんな中で、私のこの大雑把な勘定の中で、五つ目の波が来ているというところがあって、それは、2014年に袴田巖さんに静岡地裁が再審開始決定をして、公判が今年始まりましたので、これがどうなっていくかということです。袴田さんは、2014年に釈放されて、私たちの目の前に姿を現したけれども、その袴田さんというのは、妄想の世界にいて、死刑という刑そのものの残虐性もそうなんですけれども、「刑の執行に至るまでの期間の残虐さ」というのを考えなければならないのかということをも身をもって示してらっしゃるのではないかと思います。

ですので、今このタイミングで議論を盛り上げていかないと、私がこうやって「昔の人は何していたんでしょうね」というような言い方をしてしまったかもしれませんが、同じように後世の人が、今を生きる私たちを思って、「あのときどんな議論をしていたんだろうね」と言われてしまうのかなという気持ちで、普段の報道に携わっているというような現状があります。

それで、死刑制度の社説についてなんですけれども、新聞でどのようにそういった先ほど言った議題設定をしていくかという意味で言うと、よりその役割を直接的に担おうとしているのが社説ではないかと思います。

朝日新聞の場合、やはり静岡地裁による袴田さんの再審開始決定があった2014年が大きな転換期と言いますか、そこで添付資料ですと75/89の新聞記事「袴田事件が問うもの、死刑

のない社会を考える」という社説を出して、これ一つの社説がこれの半分サイズのを普段毎日二つ出しているんですけども、こういうやはり大きな主張をするときには、大型で二つ分でやりましょうというすごく論説委員室の中で議論したわけですが、こういった社説を出してその後は、73/89、74/89 がこれが今年に入ってから死刑関連の社説になりますが、そういった形で2014年以降、死刑のない社会というのはどうやったら実現できるのだろうかということを出して展開しているという状況です。

それで2014年の社説を出したときも、私、論説委員で今と同じ仕事をしていただけなんですけれども、そのときに今まで一体社説は何を視点にして書いてきたんだろうということ、過去30年分ぐらいの社説を読み込みまして、そこでざっと言うと大まかな論調としては、死刑の廃止をとまでは言わないが、理想的にはそうだとことを匂わせつつ、死刑制度が持つネガティブな論点を指摘して議論を促す、そういうアプローチだったということで、死刑があることが前提の議論になっていたのかなとは思っています。

それで2010年に民主党政権下ではじめて死刑執行があったときの社説がすごく難しい問題であるとか、私たちも確定的な意見を持たず悩みの中にあるというふうにすごく決め切れない表現があって、こんな社説で読んでいただいているのかしらというぐらい、私そのときは今の職場にいませんでしたけれども、察するに、すごい大議論があって、もう決め切れない中で、だけどこのままではいけないというようなそういう表現だったのかなと思っています。

それで、ちょっと一つ古い社説を一つ付けてみたんですけども、異彩を放っているのが、76/89、1956年1月16日付の社説で「死刑廃止の可否」という社説があります。タイトルは、ニュートラルなのですが、これはすごく死刑廃止によったもので、抜粋すると殺人が国家の名において許されるのが、そして残されている場合が二つある。戦争と死刑がそれだ。今我々は戦争の悪に対して闘っているわけだが、死刑についてもまた別個の意味において、これを制止し、批判し、その存続に断を下すときが迫ってきたと言い切っているんですね。

それで、後の記事によると当時の論説主幹だった笠信太郎氏が書いたものということで、戦後の死刑廃止論の提唱者である弁護士の本木亮さんがそれを読んで、いやしくも大新聞の論説主幹が、この議論の分かれている問題に自ら筆を執るなどということは、よほど信念がなくてはなるまいと述べたというふうな報道もありまして、当時やはり今だけではないと思いますけれども、当時から既にメディアが記事にしにくいテーマだったのかなということは、窺えるところなんです。

ただ、その論調がそのまま受け継がれているということではなくて、あとは、今読むと67年前の原稿とは言え、今出しても結構通じるというか、論点が変わっていないことに驚きすらあり、死刑をめぐる議論を深めていくことができなかつたんだなということを痛感させられます。

死刑の存廃を議題として示すというその役割の一方で、やはり読んでくださる方々の価値観とか思いにあまりにかけ離れていては、原稿として成立しない。報道は成り立たないという中で、この問題について、人々の心に届く社説というのをどのようにして発信していけばというのは、本当に難しいところだなと感じています。

世論調査のことについて、触れたいと思うんですけども、皆さんこういった変遷の中で、日本では死刑制度に対する世論の支持が高いということをよく言われて、よく聞かれていると思いますが、資料をみていただくとこの青線が出ていところが、政府がこの人たちは死刑をやむを得ないと考えている人たちという括りにしているようで、2004年以降は毎回8割を超えています。

それで、聞き方とか、調査の手法について様々な批判があること、今日は立ち入りませんが、8割ということは、やはり国民の多くの方々が、やはり死刑はやむを得ない、必要なものだと考えているということは、否定すべくもないと思っている一方で、その意見とか態度がそこまで強固なものなのかということに疑いをさしかける研究者の方もいらっしゃる。死刑をやむを得ないと答えていても、将来的にはどうなのかということ、いろいろなバリエーションがあったり、終身刑を導入した場合は、どうなのかということ、また違う答えが返ってきたりということがある。

調査から読み取れるのは、そういった死刑に対する複雑で重層的な意見や態度というもので、逆に言うと死刑支持が8割という世論調査を出す中で、問1みたいなところの数値だけが一人歩きしてしまっていないか、ということをやっと胸にとどめておいたほうがいいのかなと思います。

死刑もやむを得ないと考える人たちの理由として、やはり結構いろいろなものに答えが集中しているところはあるんですけども、廃止すると被害者遺族の気持ちが収まらない。若しくは、凶悪犯罪は命を持って償うべきというのが半数を超えていました。

被害者の方々については、本当に突然理不尽な犯罪に巻き込まれて家族を失うという本当に究極的な状況にあって、その気持ちというのは、何か簡単に押し量られるものではないし、私が取材する中でも本当に強い処罰感情というのを携わっている方もいて、そのことは話を聞いていると、当然だなと思ってしまうところではある。

一方で、そういう気持ちだけではなくて、もっと聞いてみたいと、何でこんなことを起こしたのか、聞いてみたいとか、反省して刑務所で一生償ってほしいとか、何というか、そんなに一つの憎しみとか、何か一つの色で塗られているものではないのかなという印象を持っています。

もちろん、社会の大方の人々がこういった犯罪にはやはり死刑だという気持ちというのは、それはそれであるのは仕方ないと思うんですけども、そういった気持ちをそのまま反映する形で日本の刑罰制度ができていないわけではないということも、そこは皆さん承知されていることだと思うので、そういう前提で考えていかなければならないことかと思えます。

一方で、被害者と遺族の方々への支援というのは、かつて本当に何もなかったところから少しずつ積み上げられてはきたけれども、諸外国に比べればまだ脆弱なところがあって、そういった被害に遭った人たちをどう全人的にと言いますか、ホリスティックに支えていくかということが、日本の施策は決定的に欠けている部分なので、そういうことも併せて議論、ここにいる人たちとも議論していかなければいけないのかなと思います。

それで、まとめますけれども、世論調査で8割が死刑存置を支持というところの意識を土台にして、「国会」「政府」「裁判所」の三権を見ますと、何かお互いの他の二権を横目で見つ

つ、自分たちでは動こうとしていないんだなということを思わずにはられません。

国会の場合は、何か死刑の見直しなどと言って支持されるのか、むしろ票を失うのではないかといった不安というのは当然あるのかなと思いますし、政府のほうはやはり国内外からどんな批判があっても世論調査で8割が支持していますからと、多数の支持がありますからということをもと返している。裁判所は1948年の最高裁判例というのが、今も影響力を持っていて、憲法に照らして云々という、もし下級審でもそういったことをいう判決があったとしたら、すごく影響が大きいような気もするんですけども、そのようにはなっていない中で、ではこの「三すくみ」の構造というのを崩していくといいうか、風穴を開けていくには、やはり人々が考えて議論をして、声を上げていくことしかないのかなと思っています。

当面の論点ですけれども、先ほど申し上げた袴田さんの再審公判、来年には静岡地裁の結論が出ると思いますが、その場合に国会や政府はどのように対応するつもりなのかということ、それから死刑制度の運用のされ方、あり方を問う裁判が大阪地裁をはじめ各地で起きていて、そういったところで司法がどのような判断をしていくかということ。

それから、最後に価値観を共有する国々ですね、ロングボトム大使の今日のお話もありましたけれども、そういった国々から何といいうか、見放されないような自分たちとしてはこう考えているという説得力のある説明を日本政府がどのようにしていくつもりなのかということが、厳しく問われているのかなと思います。

ここで引用しました国連規約人権委員会の総括所見、昨年11月のものですが、日本政府に死刑廃止に向けた世論喚起のための適切な啓発をして、死刑廃止の必要性について周知するのがあなたたちの仕事ですよと言っています。

これは、完全に日本政府が「国民の多数が支持していますから」と言っていることに正面から切り返しているもので、「いやいや国民の多数が望んでいることでも、常に正しいとは限らない。人権規範の高みに立って行動するのが政府の責任なのではないですか」ということを言っていると受け止められると思います。

そういったことを言われて、政府がではどう動くのかというところを私たちしっかり見ていかなければいけないのかなと思っています。

すみません、長くなりました。どうもありがとうございます。

(3) 「全日本仏教会としての報告」

(司会) 井田様、ありがとうございました。

続きまして、全日本仏教会の社会・人権部次長である福田昇衍様から、「全日本仏教会としての報告」です。福田様お願いします。

(福田昇衍全日本仏教会社会・人権部次長) 失礼いたします。全日本仏教会の福田と申します。よろしくお願いいたします。今日は、全日本仏教会としての報告をさせていただきます。

全日本仏教会は、現在105の仏教宗派、都道府県仏教会、仏教団体が加盟する、我が国で唯一の伝統仏教教団の連合体として歩んできました。

当会は、昭和 32 年 8 月 23 日に財団法人となり、公益社団法人、公益財団法人の制度改革に伴い、平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人へと移行しました。当会の目的は、その定款にもありますように、「仏陀の和の精神を基調とし、仏教文化の宣揚」と世界平和の進展に寄与することにあります。

死刑問題をどのように考えるかについては、平成 30 年 12 月 11 日付を第 1 回として、現在まで 3 回理事長から全日本仏教会常設の委員会であります社会人権審議会に対する諮問がなされております。

第 1 回、第 2 回の答申がなされ、現在第 3 回目の諮問に対してその答申の内容が審議されております。全日本仏教会は、これらの答申を受けてどのように取り組むかについて検討を重ね、第 33 期釜田隆文理事長の談話を最新の本会の考え、死刑に対する基本的なスタンスとしていますので、それを読み上げさせていただきます、ご報告に代えさせていただきます。

『公益財団法人全日本仏教会では、理事長の下に三つの審議会があります。その一つに社会人権審議会があり、2018（平成 30）年 12 月 11 日に開催した第 2 回の同審議会に理事長諮問をいたしました。

諮問は、「死刑廃止について、宗教者は命の尊厳と人権的見地からどのように捉えるか」で 7 回の会議を開催いたしました。2019（令和元）年 12 月 2 日に同審議会委員長より答申書を受けました。

死刑廃止は、その制度や被害者並びに被害者遺族の方々、さらに加害者と加害者家族の方々など多くの課題を包含しています。さまざまな視点から検討し、議論を進めなくてはなりません。

私ども仏教者は、仏さまの教えに基づいて「死刑廃止」についてどのように捉えていくかが問われています。いのちの問題として、仏教者間で死刑について問題を共有し、社会全体とのより一層の議論を深めていくことを期待しています。』

以上、本会の死刑廃止に関する報告とさせていただきます、今後も仏教的・人権的な立場から仏教者に何ができるのかを模索していく所存であります。

今回、読み上げさせていただきました談話は、当会ホームページでご覧になることができますので、ご参考としていただければ幸いです。皆さまには、本会の基本的なスタンスをお汲み取りいただき、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

4 国会議員からのご発言

（司会） 福田様、ありがとうございました。

続きまして、出席されている国会議員の方からご挨拶を頂戴したいと思います。衆議院議員立憲民主党の鎌田さゆり先生、お願いいたします。

（鎌田さゆり衆議院議員） 失礼します。こんばんは。仙台が地元の鎌田さゆりと申します。16 年 7 か月前に自分の選挙を応援してくださった方が選挙違反を起こしてしまいまして、私は責任を取って一度議員バッジを外しました。

でも、どうしても再審法の改正と死刑制度の廃止、これの道筋をどうしても自分でみたい。その思いがどうしても消せなくて、16年7か月かかりましたけれども、国会に2年前にまた戻った者でございます。

16年前には、平岡元法務大臣が部会長を務める法務部会で戸籍法改正に、私は法曹でもなんでもないので素人で、平岡先生には大変ご迷惑をかけましたけれども、今法務委員会に戻ったんですが、戻ってきた途端に、葉梨法務大臣の「死刑のはんこ」発言で、私は葉梨さんに、即刻、法務大臣を辞めてくださいという質疑をいたしました。

今の法務委員会では、皆様がおっしゃっているとおり、情報が全く公開されていませんので、これは国民にとっても不幸なことだと、私は考えている1人です。

先日、東京拘置所に行ってまいりまして、確定死刑囚の方が、いかに今、確定死刑囚の方々は命を奪われるというそのことは、今現在の法制度では、これは存置されていますけれども、でも、拘置所の中で土に触れたり、絵を描いたり、色鉛筆を使ったり、小鳥を飼ったり、花を育てたりというこれらの権利を全部奪われています。

なぜ奪われたのか尋ねたら、一時期東京拘置所から脱走した囚人の人がいて、その辺りから厳しくなったということを知りましたが、私は、法務委員会とにかく居続けて、確定死刑囚の方々の人権を守ることと、それと再審法改正と死刑制度の廃止を何としても生きている間に見届けたいなという思いでおります。今日も勉強させていただきました。ありがとうございます。

(司会) 鎌田先生、ありがとうございました。他にも、代理での出席であったりとか、メッセージを寄せられている先生方いらっしゃるのですが、時間の関係上、お名前のご紹介とだけさせていただきます。まず衆議院議員立憲民主党阿部知子先生、衆議院議員自由民主党鈴木貴子先生、衆議院議員立憲民主党西村智奈美先生、参議院議員日本共産党山添拓先生、最後になりますが、衆議院議員日本共産党本村伸子先生、以上5名からでした。

あと代理出席の二方いらっしゃいます。参議院議員の鈴木宗男先生参議院議員の代理出席がございました。また、参議院議員福島瑞穂先生の代理出席もありました。ご紹介は以上です。

5 閉会挨拶

(司会) 本日のプログラムは以上となります。

最後に、日本弁護士連合会会長の小林元治より閉会の挨拶を申し上げます。お願いします。

(小林会長) 日弁連会長の小林元治でございます。高い席からで恐縮ですが、閉会のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日は途中から参加させていただきました。実は再審法改正に関する大事な会合がありまして、そちらに出席していたために遅くなりました。鎌田先生から、再審法改正、死刑廃止を見届けたいという力強いメッセージがございました。私たちも、その思いの一念でございます。

今、ハマスとイスラエル、パレスチナとイスラエルが戦争していますね。ハマスが10月に

一方的に攻撃をしたと、それに対してイスラエルが反撃をする。これは、国際社会は支持しているのでしょうか。手段・理由の如何を問わず、とにかく人を殺戮することは許されないという思いが、今の全世界の人たちの共通の思いではないでしょうか。

つまり、人を殺されたから、国家がそれに反撃をして人を殺してもいいと、こんなことが許されると考えている人は、世界に大勢いないと思います。

これを死刑問題の視点から見てもみましょう。可愛い子ども、肉親を殺された、やはり実害を被った人は、それに対して応報で、「人を殺してもいいんだ」と、そういうことを今の憲法は許容しているのでしょうか。そうじゃないかもしれませんね。ルールを守ることによって、この世の中から犯罪がなくなっていくということが大事なことです。犯罪をなくすために、ではどのような刑罰があり得るのかと、そういう視点がとても大事なような気がいたします。

先ほど、井田前法制審会長から、日弁連の意見書には魂が入っていないのではないかとというようなお話がありました。これは、とても大事なご指摘だろうと思います。この魂が入っているかどうか、つまり死刑廃止運動において、日弁連を含めた多くの皆様の活動が、日本の社会、死刑存置と考える80%の人たちにまだ十分届いてないとすれば、我々の主張がまだまだ魂が入っていないのではないかと云々を得ないと思います。

そういう意味で、実害に対応するような応報刑から脱皮して、ルールとか規範を守っていくというこの社会の刑罰制度が守られていく社会をつくるために、死刑というのは、今の憲法下では本当に許されているのかと、そこを考えて魂を入れていく運動が大事だと思います。

昨年の2月以来のロシアによるウクライナ侵攻、そしてこの10月以来のパレスチナとイスラエルの戦争、国会と国家が戦争して多くの人たちを殺戮していると。これは集団的な殺戮、これをもう少しレベルを落としていけば、個人と個人の犯罪との間において、人の命を奪った者の命を国家が奪っていいのかと、そういうふうに戻元させていけば、こういった殺戮行為というのは、今の日本国憲法の中でも許されていないのではないのでしょうか。

そういうことからすると、やはり現状に思いをいたして、人が人を殺す、それに対して、国家が代わって人の命を奪ってもいいということが許されてはいかんのだということを言っていくことが、これからより大事なのかもしれません。

そういう意味で、国際的な観点からロングボトム大使にも本日はお話もいただきました。日本が死刑を廃止すれば、英国とももっともっといい関係を作っていけるのではないかと、そういう話もありました。

それから、共同通信の佐藤さんからは、最近の韓国が死刑をもう一度復活させようという動きがあってもなかなかそういう方向に至らないのは結局、FTAをはじめそういった国際的な活動に影響が出て、国家的な利益も害してしまうという圧力があるからこそ、死刑をもう一度復活させるという大きな動きにはなっていないかのご報告でした。

そういったことからすると、私たちの日本における死刑廃止運動の方向性というのも、ある意味見えてくるのではないかなと思います。

本日は、平岡元法務大臣、あるいはジャーナリストとして井田香奈子さん、佐藤大介さん、日本仏教会の方、皆様からこもごも様々なご意見を頂戴いたしました。本当にありがとうございました。

私たちは、皆様と手を携えて、この日本社会から国家が人の命を奪ってしまうという死刑制度がなくなると今後、そのことは我々の社会にとってどのような意味を持つのかということをもう一度根本から問い直しながら、もう一度死刑廃止運動を再構築して、世の中に訴えていくことが大事ではないかと思った次第でございます。

引き続きの皆様方のご支援、ご理解も得ながら、一緒に手を携えてこの運動を頑張ってもらいたいと、鎌田先生が私の目の黒いうちに死刑廃止と再審法改正という話もされましたが、その思いを共有しながら、私どもは頑張ります。どうかよろしく願い申し上げまして、日弁連会長としてのご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

(司会) 小林会長、ありがとうございました。

以上を持ちまして、本日のシンポジウムは終了となります。ご参加いただきまして、ありがとうございました。

また、これにて、ウェビナーの接続を終了させていただきます。本日は、シンポジウムにご参加いただき、本当にありがとうございました。

(了)